

中小企業も早めの準備を！ 義務化が進む税務の電子化

Index

- 1 広がる税務の電子化、進む義務化
 - 2 電子申告システムの概要
 - 3 税理士に聞く 税務の電子化Q&A
-

書いてあること

- ・ 主な読者：税務の電子化への切り替えを検討している中小企業の経営者・経理担当者
- ・ 課題：税務の電子化は、税目や業務ごとに電子申告システムが異なるなど難解
- ・ 解決策：電子化されている主な税務業務の解説と、税理士に聞いた留意点をまとめる

1 広がる税務の電子化、進む義務化

2020年4月1日以後に開始する事業年度から、大企業（資本金1億円以上の法人）は、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税の電子申告が義務化されます。今のところ中小企業には義務化されていませんが、今後は義務化の見込みであるともいわれます。

上記以外にも、近年さまざまな税務に関する電子化の動きが進んでいます。現在電子化されている主な税務（法人の業務に限る）は次の通りです。なお、本稿では、税務の電子化により利用されるシステムをまとめて「電子申告システム」としています。

(図表) 【電子化されている主な税務（法人の業務に限る）】

使用する電子申告システム	税目または税務	電子化されていること		
		申告	納付	申請・届出などの提出（主なもの）
e-TAX	法人税関連	○	○	法人設立届、申告期限の延長申請、更正の請求など
	消費税関連	○	○	課税事業者選択届、簡易課税制度選択届など
	源泉所得税関連	○	○	報酬・料金等の所得税徴収高計算書など
	法定調書関連	-	-	給与所得の源泉徴収票等などの法定調書（合計表）など
eLTAX	法人住民税関連	○	○（注1）	法人設立・設置届、申告期限の延長申請など
	法人事業税関連	○	○（注1）	法人設立・設置届、申告期限の延長申請など
	固定資産税関連	○	×	-
	法定調書関連	-	-	給与支払報告書
年末調整控除申告書等作成ソフトウェアなど（注2）	年末調整	-	-	扶養控除等申告書などの年末調整時に作成する各種申告書

(出所：日本情報マート作成)

(注1) 2019年10月1日以降、電子申告したものについて、地方税共通納税システムを用いて、複数の地方公共団体に地方税の一括納税ができます。

(注2) 年末調整については、2020年分の年末調整から実施されます。年末調整控除申告書等作成ソフトウェアは2020年10月に国税庁よりリリース予定です。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。